

坂戸・鶴ヶ島消防組合からのお知らせ



消防法令改正に伴い すべての飲食店に消火器の 設置が義務付けられます



平成28年12月22日に糸魚川市で発生した大規模火災を受け、今まで消防法令で消火器設置の義務がなかった延べ面積150㎡未満の飲食店にも平成31年10月1日から消火器の設置が義務づけられます。

新たに消火器が必要となる飲食

飲食店で、次のすべてに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

1 建物の延べ面積が150㎡未満

※建物全体の面積が150㎡以上の場合は、従前から設置が必要です。

2 業として飲食物を提供するため、

こんろなどの火を使用する設備又は器具を設けている。

※こんろなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置

(調理油加熱防止装置など)が講じられている場合は、

消火器の設置が必要ありません。



消防用設備等の点検・報告

今回の消防法令の改正により、新たに設置した消火器は、消防法第17条の3の3に基づき、6か月ごとに点検し、1年に1回消防長又は消防署長に報告することが義務となります。

- ・ 機器点検：6か月に1回
- ・ 点検報告：1年に1回



消火器の不適正販売・点検にご注意ください

消火器の不正な訪問販売や点検による高額の請求被害に遭わないよう、ご注意ください。

〈被害に遭わないための注意点〉

- ・ 消防職員や消防団員が消火器などの訪問販売をすることはありません。
- ・ 点検業者が来たときは、契約業者かどうか確認し、身分証明などの提示を求める。
- ・ 安易に書類などにサインしたり、押印をしない。
- ・ 不正を感じたらはっきりと購入、点検を拒否する。
- ・ 相手が脅迫的な行動に出たときは、警察（110番）に通報する。

ご不明な点や
ご相談は、

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 予防課
TEL 049-281-3117 FAX 049-281-3496
E-mail yobou@sakatsuru119.jp